東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けた支援拡充を求める件

東日本大震災から1年3カ月が経過し、本格的な被災者の生活再建や地域社会の復旧・復興に向け、国と地方自治体が全力で取り組むことが求められている。

本市では、4月4日、国に対して「仙台市復興交付金事業計画」の第2次申請を行い、5月25日、復興庁より復興交付金交付可能額(第2次申請分)が示されたが、県道塩釜亘理線等のかさ上げや防災集団移転促進事業等については措置されたものの、丘陵部の被災宅地復旧に対する本市の独自支援策が不採択となるなど、なお十分とは言えない結果となった。

また、防災集団移転促進事業において、国庫補助による移転跡地の公費買取りには 移転跡地に残存する住宅等の移転料が含まれるところ、当該移転料は住宅等の被害が 大きいほど低く算定され、津波で流出した住宅等は補助の対象とならず、さらに、本 市はこれまで公費による被災建物の解体撤去を推進してきたところ、すでに解体撤去 された住宅等も補助の対象とならず、事業の進行を阻害する要因となっている。

未曾有の大災害からの復旧・復興にあたっては、従来からの制度や運用にとらわれることなく、被災の実態に応じた柔軟かつ思い切った支援策が肝要である。

よって、国会及び政府におかれては、一日も早い被災者の生活再建と被災地の復旧・復興のため、下記の施策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 公共事業の対象とならない被災宅地の擁壁等の復旧経費に係る本市独自の助成 や多重防御整備後も津波による浸水が予想される地域における家屋の基礎のかさ 上げ等・移転費用への助成についても復興交付金の対象とすること
- 2 防災集団移転促進事業の建物移転料の補助は、全流失したものや、すでに解体し 撤去した住宅等も含め、被災前の住宅等の状態によって行うことができるよう制度 の改正または弾力的運用を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月22日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 復興大臣東日本大震災総括担当 様